

Q1 (小規模医療法人の貸倒引当金繰入の特例と医業未収金の貸倒処理)

貸倒引当金について、小規模な医療法人には法定繰入率による繰入れの特例が設けられているようですが、その内容を教えてください。また、医業未収金について、請求書を送っても行方不明で返送されてくる場合、貸倒処理できますか。

A

ポイント

- (1) 中小法人に該当する出資金額1億円以下の医療法人については、期末の一括評価金銭債権に1,000分の6の法定繰入率を乗じて貸倒引当金に繰入することができます。
- (2) 医業未収金については、管理、回収を徹底し不良債権の発生を防止しなければなりません。長期未回収となってしまった医業未収金については、放置せず回収努力をするとともに、回収不能分は税務上の取扱いに準じた貸倒処理を行って整理します。

1. 貸倒引当金の法定繰入率にかかわる中小法人の特例

法人税法上、貸倒引当金の繰入については、期末の金銭債権を個別評価金銭債権と一括評価金銭債権に区分し、前者については個々の債務者ごとの回収不能見込額を算定したものの合計額が繰入限度額となり、後者については過去3年間の貸倒損失発生額に基づく実績繰入率を乗じて算定し、両者の合計額までの金額を損金経理によって繰り入れた場合に損金の額に算入されるものです。

医療法人における金銭債権の大部分はレセプト請求未収入金であり、個別評価金銭債権の貸倒引当金が設定できる特定の事由等に該当するものは通常ありませんので、計上できるのは一括評価金銭債権に対する貸倒引当金ということになります。

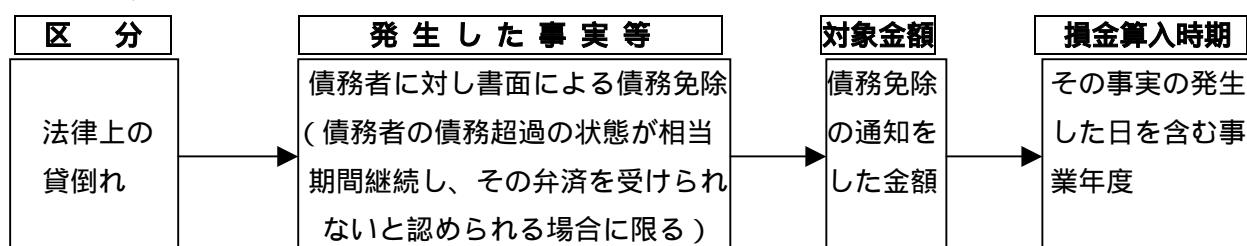
中小法人(期末における出資金額が1億円以下の医療法人、通常、1人医師医療法人はこの区分に含まれます。)については、上記にかかわらず1,000分の6を法定繰入率とする一括評価金銭債権の貸倒引当金の繰入れをすることができます。

なお、貸倒実績率による繰入れとの選択適用となっています。

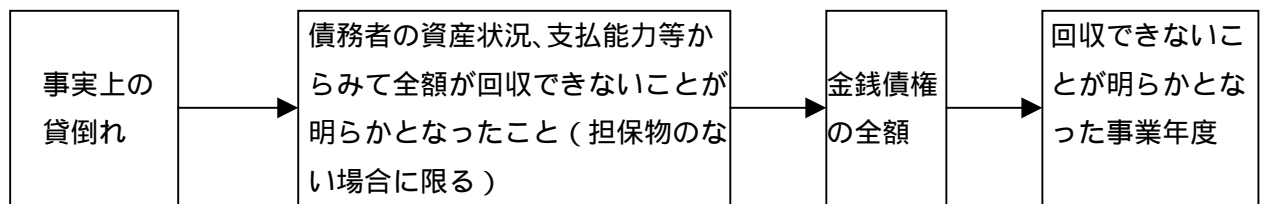
$$\boxed{\begin{array}{c} \text{繰入限} \\ \text{度額} \end{array}} = \left(\boxed{\begin{array}{c} \text{期末一括評価金銭} \\ \text{債権の帳簿価額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{実質的に債権と認め} \\ \text{られないものの額} \end{array}} \right) \times \boxed{\begin{array}{c} \text{法定繰} \\ \text{入率} \end{array}}$$

(注) 医業未収金に関しては、実質的に債権と認められないものは通常ないでしょう。

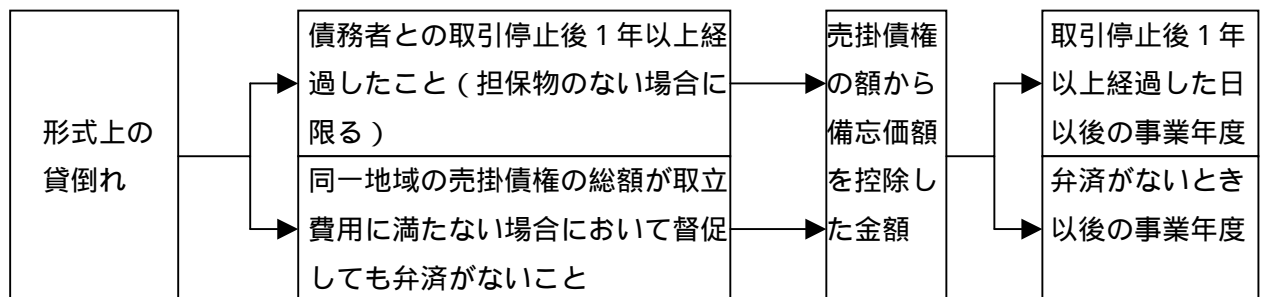
2. 税務上、損金算入が認められる法人の金銭債権に係る貸倒損失



書面による債権放棄をすれば債権が消滅しますが、ここで債権放棄ができるのは、債務者が弁済し得ないことが明らかであることが必要で、回収可能と判断される債権を放棄したときは、実質的に贈与であるとして、税務上は寄附金の取扱いがされることになってしまいます。



債務者の資産状況、支払能力を調査した結果（何らかの調査資料が必要ですから、相当多額な医業未収金でないと手間と費用に見合いません。）、実質的に債権が回収不能となった場合、その明らかとなった事業年度において貸倒れ処理することにより損金算入が認められます。



備忘価額（相手先ごとに1円）を残して残額を貸倒れ処理することにより、損金算入が認められます。ただし、ここでいう取引停止とは、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいい、請負工事、不動産取引のようなたまたま取引を行った未収入金は含みません。

したがって、医業未収金についても、特に自費の場合、一つの疾病の治療の1回限りの患者に対するものが多いとすると、“取引停止後1年以上経過”を直接適用することは難しいといえます。

3. 医業未収金の回収努力と貸倒れ処理

医業未収金（いわゆる窓口未収金）については、管理、回収をしっかりと行い長期未回収のものを発生させないことが大切で、定期的に催促すること等により転居で行方がわからなくなったというようなことがないようにしたいものです。

長期未回収となってしまった医業未収金については、いつまでもそのまましておくことは不健全ですから、個々の相手先ごとに医療法人としての回収、貸倒れ処理について方針を決め、上記の税務上の取扱い、に準じて下記のように整理を進めていくとよいでしょう。

- (1) 一定金額以上の多額未収金については、請求書を何回も発送し、職員を回収に向かわせるなど、回収努力をすべきです。行方不明等で請求書が返送されてきた場合も現地確認、聞き込みなどを行います。

その上で回収不能と判断された場合には、によって貸倒損失として損金経理します。

- (2) 自費診療や突然のかけ込み診療の未収分については、例えば診療科目ごとに一定の金額を決めて、それ以下の少額未収金については、に準じて最後に入金したときから1年以上診療がない場合には、備忘価額1円を残して貸倒損失を計上します。

また、遠方の患者で同一地域の未収分を合わせても取立費用に満たない場合で、請求しても支

払いがなくても同様に処理します。なお、備忘価額による場合は、各人別台帳に明細を記入し、その後の回収状況を明らかにしておく必要があります。

- (3) 窓口事務のミス等によって請求が困難な少額未収金については、診療値引として処理することも考えられます。